

# かりやeco事業所認定制度 ガイドブック



かりやeco事業所認証ステッカー

平成27年10月

刈谷市経済環境部環境推進課

## ○制度の概要

---

### (1) 目的

環境に配慮した取組を積極的に実施している事業所を「かりやeco事業所」として認定し、市及び事業所が広く市民等に対してPRすることにより、事業所の自主的な環境への取組の推進を目的としています。

### (2) 対象事業所

所在地が刈谷市内にあり、下記に定める環境に配慮した取組の評価点が6点以上になる事業所(工場、営業所、オフィス、店舗などの独立した事業所単位)。

【取組の項目】(詳細な取組事例及び点数については別表参照)

①環境マネジメントシステムの認証取得	⑩廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進
②エコ商品・地産地消商品の積極的な販売	⑪レジ袋削減に関する協定の締結
③環境に配慮した製品の開発・製造	⑫緑化の推進
④グリーン購入等の促進	⑬生物多様性に配慮した活動の推進
⑤再生可能エネルギーの導入	⑭環境保全協定の締結
⑥省エネルギー・高効率機器の導入	⑮環境美化活動の推進
⑦日常の省エネルギー・節水対策の実施	⑯社会貢献活動の推進
⑧エコカーの導入	⑰かりやエコポイントプロジェクトへの協力
⑨自動車利用の抑制及びエコドライブの促進	⑱サイクルオアシスの設置

### (4) 認定のメリット

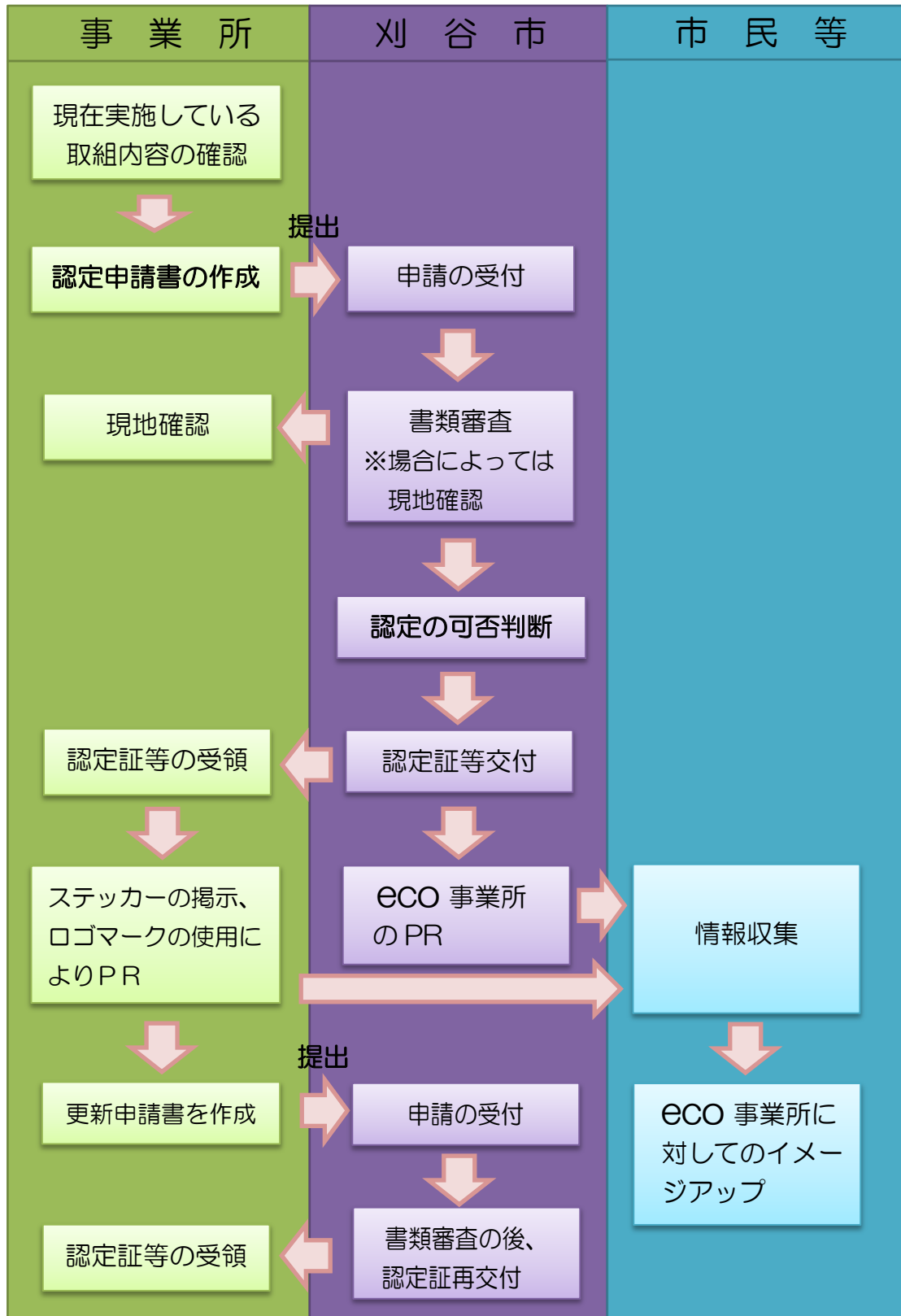
- ・認定証及び認証ステッカーが交付されます。
- ・かりやeco事業所のロゴマークを名刺や印刷物などに表示できます。
- ・市のホームページで広報されます。(希望があればリンクを貼ることも可能です)
- ・刈谷市から認定された事業所として自社の取組をPRすることができます。
- ・エコな取組を実施することで経費削減や生産性の向上につながります。
- ・他のかりやeco事業所での取組を知ることができます。

### (5) 有効期間

3年間(更新可)

※新規認定の場合は、認定日から市が定める次の基準日(平成30年10月1日)までの期間となります。

## ○本制度のフロー図



## ○申請に係る留意事項

---

### ①かりやeCO事業所認定（新規・更新）申請書（様式第1号）

本制度は事業所全体での取組に対しての認定制度のため、従業員個人の取組については対象となりませんのでご注意ください。そのため、申請は必ず事業所の代表者名で行ってください。

また、同一事業者が複数の事業所を申請する場合は、それぞれの事業所についての所在地、取組などの説明資料、図面、写真等添付することで1つの認定申請書によって認定を行うことができます。

なお、取組が評価点に該当するかの判断は別表を参考にしてください。

**提出先** 〒448-8501 刈谷市環境推進課（刈谷市役所2階）※郵送可

### ②かりやeCO事業所認定変更（廃止）届出書（様式第2号）

認定期間中に下記の変更等あった場合は届出をしてください。

#### 【該当事例】

- ・事業所の名称変更又は所在地変更
- ・事業所を所管する事業者の変更
- ・取組項目の点数が6点未満となったとき
- ・会社の合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき
- ・環境関係法令に違反して行政処分を受けたとき

**提出先** 〒448-8501 刈谷市環境推進課（刈谷市役所2階）※郵送可

### ③かりやeCO事業所認定（新規・更新）申請書（様式第1号）

本制度は全認定事業所に対して市が定める基準日（平成27年10月1日）から3年間毎に一斉に更新事務を行います。更新を希望される場合は、期限日までに上記申請書により更新手続きを行ってください。その際も新規申請時と同様の手続きが必要となります。

**提出先** 〒448-8501 刈谷市環境推進課（刈谷市役所2階）※郵送可

### ④審査方法

本制度は認定に際し、書類審査を行います。必要に応じて、可能な範囲で聞き取り及び現地確認をする場合があります。

別表 環境に配慮した取組及び評価点

区分	取組	評価点	取組例など
総合 (環境管理)	1 環境マネジメントシステムの認証取得	3	ISO14001、50001、エコアクション21等の認証取得 ※登録証及び付属書の写し(事業所の名称、所在地が記載されているもの)、環境方針及び環境目的・目標等の写しを添付してください。
	2 エコ商品・地産地消商品の積極的な販売	1	エコ商品や地元産の食材を活用した商品を積極的に販売
	3 環境に配慮した製品の開発・製造	1	省エネ・省資源等の環境に配慮した製品の開発・製造
	4 グリーン購入等の推進	1	グリーン購入法に適合した紙や筆記具の購入、地元産食材の積極的な活用等
低炭素	5 再生可能エネルギーの導入	1	太陽光発電システム、太陽熱利用システム、地熱発電システム等の導入
	6 省エネルギー・高効率機器の導入	1	LED蛍光灯、高効率給湯器、高効率ボイラー、コージェネレーションシステム等の導入
	7 日常の省エネルギー・節水対策の実施	1	不要照明の消灯、空調温度の適正管理、節水こまの設置など
	8 エコカーの導入	1	ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等の導入 ※全保有台数のうち10%以上が上記エコカーの場合該当します。
	9 自動車利用の抑制およびエコドライブの推進	1	通勤や業務における公共交通機関や自転車の利用促進、燃費の管理など
資源循環	10 廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進	1	用紙使用量の削減、ごみの分別の徹底、リサイクルの徹底など
	11 レジ袋削減に関する協定の締結	2 1	刈谷市とレジ袋削減に関する協定を締結 (上記協定未締結の事業所) レジ袋削減に関するPRの実施など
自然共生	12 緑化の推進	1	屋上緑化、壁面緑化、グリーンカーテン等を設置
	13 生物多様性に配慮した活動の推進	1	ビオトープの設置、在来種の植林活動など
安全安心	14 環境保全協定の締結	2 1	刈谷市と環境保全協定を締結 (上記協定未締結の事業所) 大気、水質、騒音等法規制以上の社内基準を設け、自主的な検査を定期的実施など

参加協働	15 環境美化活動の推進	1	地域における清掃活動、530運動への参加など
	16 社会貢献活動の推進	1	環境学習の実施、環境に関する市民団体への支援など
市の取組への協力	17 かりやエコポイントプロジェクトへの協力	2	かりやエコポイントプロジェクトへの協賛又は30人以上のグループ参加
	18 サイクルオアシスの設置	2	自転車利用者に空気入れの貸出し、休憩所の提供等を無料で行うサービス拠点を設置

認定証見本

**かりやeco事業所**  
**認定証**

認定番号 号


事業所の名称  
〇〇〇株式会社刈谷営業所

事業所の所在地  
刈谷市東陽町1丁目1番地

認定期間  
平成 27 年 10 月 1 日から  
平成 30 年 9 月 30 日まで

貴事業所は、環境に配慮した取組を積極的に実施しているため、かりやeco事業所認定制度実施要領第5条により、「かりやeco事業所」として認定します。

平成 27年 月 日

  
刈谷市環境キャラクター

刈谷市長 竹中 良則 